

つて混じ易かつたので、大正七年南町と改めた。

ヤマダモトスケ 山田元翼 大聖寺藩の醫。父令藏享保二年正月老するに及びその秩を襲ぎ、文政元年十一月廿四日三十九歳を以て歿した。元翼通稱は專藏、字は土龍、南華と號し、詩文を皆川淇園に學び、畫を瓜生玉華に習ひ、後東都に出で、文晁を師とし、能くその筆意を得た。

ヤマダヤキウロク 山田屋久録 金澤に於いて鍋屋吉兵衛の門下から出た陶畫工で、著畫精緻、殆ど師と髣髴たるものがあつた。明治初年久録年老い、右手萎えて自由を失うたが、尙時代の流行に従うて赤繪の山水人物を細描した。

ヤマダヤシヨウジ 山田屋小路 金澤の町名。古へこの小路の角に山田屋と稱する魚商の家があつたによつて名を得た。今一番町から三番町まである。

ヤマダヤチ 山田谷内 珠洲郡飯塚の内の小字。

ヤマヂクロロヘ 山路九郎兵衛 初めて前田利常に仕へ、祿加増共に四百石を領し、萬治元年歿。子孫相繼いで藩に仕へる。

ヤマツト 山津登 一册。石川郡本吉の俳人大睡が、希因・舎桑と相携へて山中温泉に遊んだ時の發句及び附合集である。序文の大睡の肩書に九々翁とあるから、明和元年のものゝ如くに見えるが、文中に『入道舎桑七十二のもとへ』とあつて、寛延元年大睡六十六歳の著である。今稿本として傳はる。

ヤマテ 山手 羽咋郡徳田の内の小字。
ヤマテ 山手 羽咋郡坪野の内の小字。

ヤマトダ 山戸田 ツヤマ 鹿島郡熊木院に屬する部落。久麻加夫都阿良加志比古神社藏貞應三年の立券狀に山田里とあるものは是であらう。

ヤマトタケルノミコト 日本武尊 日本武尊が加賀に入り給うたことは、固より正史に所見がない。然るにこゝに一の口碑がある。皇子が東夷征伐の後この國に入り給うたに、里民歌びて之を迎へ、夷賊平定の偉績を賀し奉つた。加賀の名義は是から起り、尊の旌旗を樹て給うた所は、即ち今の河北郡加賀爪であるといふのである。此の如きは一種の説明傳説で、固より信ずるに足らぬ。蓋し此の説は、八雲御鈔・詞花集・廻國雜記等に、加賀國を訓じてヨロコビヲクハフルクニというたに基つき、その起因甚だ古くない。然るに越登賀三州志に、『尊の當國に來り給ふこと書記に載せずといへども、應神以前未だ文字無くして老少口々相傳と、大江匡房の富嶺記・齋部廣成の古語拾遺にも書き、三善清行の昌泰四年の勘文にも上古の事は皆口傳に出づ。故に代々の事變遺漏あるべしと書けるを以て考ふれば、古來國俗の人口に載する者も、全く妄誕と謂ふ可からず。』と論じ、全力を擧げて之を固執しようとしたは、果して何の意であるかを知らぬ。

ヤマナカ 山中 江沼郡奥山方に屬する部落。山中温泉・山中漆器があるによつてその名を知られる。

ヤマナカ 山中 鳳至郡諸橋郷に屬する部落。永祿元年六月四日品山義綱判書笠松新介宛所のものに、『諸橋山中百人夫棟役一圓令免除候。』とあるものは是である。能登名跡志に

は、『此村は誠に山中にて、四ヶ所に分れて家六十軒許あり。甲村の宮古といふより山手へ登る也。武連村へ近し。此道すがら中居邊りの入江を見おろし、風景山水の有様筆にも盡し難し。』と記する。
ヤマナカ 山中 珠洲郡正院郷に屬する部落。元祿十四年の郷村名義抄に、『此村四方山之中に有之村に付、山中村と申由申傳候。』とある。明治中に至り東山中と改めた。
ヤマナカ 山中 珠洲郡木郎郷に屬する部落。能登名跡志に、『山中。不動寺より廿六町、上り馬次也。家數三十軒許あり。あさまなる村也。』とある。この部落北方の若宮森と稱する所に大櫓があり、神木として尊崇せられてゐる。太さ地上一米の所で七米二、地上二米で四幹に分かれ、枝葉の空を蔽ふ所六六〇平方米に及ぶ。
ヤマナカイシ 山中石 江沼郡山中の水無山に産する。江沼志稿に、『この石霜に崩れず、火器に用ひて損せず、或は挽臼に用ひ、國中第一の石であると記する。』
ヤマナカイテム 山中一夢 金澤の人。加藤惟寅の關山私記にいふ。先年泉野寺町に山中一夢といふ隱遁者があり、小庵を結び、遊客に茶を振舞うたが、その小座敷の脇に瓢箪を吊し、『ひやうたんのたんとならずばちとなりと錢もてござれ御茶まうさう。』と書付けてあり、人々その清逸を愛して集るものが多かつた。時代は不明であるが、いづれ元祿・享保以前のことであらうとある。

ヤマナカオンセン 山中温泉 江沼郡山中に在る。同地醫王寺の縁起には、建久中塚谷村に住した長谷部信連が、放鷹の途白鷺の病脚を澤中に浸すを見て發見したとし、信連記には、信連五代の孫行連が元弘・建武の際能登を脱してこの地に來り、この温泉を發見したとある。しかし、越登賀三州志には、山中に唐長氏を信連五代の孫盛連であるとしてゐる。その山中温泉に古く澡浴したこと文獻によつて知られるのは、文明五年九月廿二日蓮如がこの地に於いて消息を草したを初見とし、前田氏に及んでは大に股盛を加へたと見え、慶長七年には利長が湯錢として銀七百目を、八年五月には銀五百目を、同年十二月には銀十六枚十六匁を收め、又利常の元和元年八月には、横山長知・本多政重から、山中の百姓に湯錢運上毎年金貳枚を納めしめて、その代官たることを許して居る。梵舜日記を見ると、慶長八年九月梵舜は吉田兼見の女房衆に隨うて、二七日の湯治を山中に試みて居るから、當時既にその名が上國にも餘程知られてゐたらしい。後年大聖寺藩領に歸してからは、元祿六年藩自ら湯さやを建築し、爲に湯錢人別一文宛を徴することになつた。これは山中村が小物成として湯役を上納した以外、別に湯さや維持費として浴客に課したのであらう。古へから湯持と稱する若干の人員によつて、温泉一切の經營をしてゐたが、置縣の後鑛泉組合の管理に歸し、菊之湯・葦之湯の二大浴場を總湯とし、別に白鷺之湯と稱する高等浴場をも設けたが、昭和六年共同浴場一ヶ所のみを存し、旅館に内湯を完成し、同年五月七日八百九戸の大火災と共に焼失して、更に幾くもなく復興した。その泉質は塩類泉で、無色透明、硫化水素臭を有し、微かに鹹味を帯びる。溫度涌出口に於いて攝氏四九度。